

公益社団法人日本フェンシング協会
主催大会及び認定大会に関する規程

令和 2 年 4 月 1 日 成立・施行
令和 8 年 3 月 10 日 改正

第1条 (目的)

本規程は、公益社団法人日本フェンシング協会（以下、「本会」という）が実施する選手育成強化の一環として、日本フェンシング界の競技力の向上を図り、国際大会において活躍が期待できる選手・審判員の発掘・育成と、スポーツを通じ人間力あふれる人材の育成・輩出すること及び、都道府県支部（以下、「支部」という）と連携し円滑な競技会運営を図り、競技会の質の向上を目的とする。

第2条 (定義)

「主催、共催、後援、協力」に関する定義は次の通りとする。

- (1) 「主催」とは本会が開催の主体となり、自己の責任においてその事業を実施することをいう。
- (2) 「共催」とは支部が開催の主体となる事業について本会が運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担することをいう。
- (3) 「後援」とは支部が開催の主体となる事業について本会がその趣旨に賛同し、本会が本会の名義を使用することを許諾して応援、援助することをいう。
- (4) 「協力」とは支部が開催の主体となる事業について本会がその趣旨に賛同し、本会が情報、人員等を提供して支援することをいう。

第3条 (主催大会)

本会的主催大会は以下のとおりとする。

- (1) 全日本フェンシング選手権大会（個人戦）
- (2) 全日本フェンシング選手権大会（団体戦）
- (3) 高円宮杯フェンシングワールドカップ（国際大会）
- (4) 全日本ベテランフェンシング選手権大会（個人戦・団体戦）
- (5) 全国高等学校総合体育大会フェンシング競技
- (6) 全国高等学校選抜フェンシング大会
- (7) 全国中学生フェンシング選手権大会
- (8) 全国小学生フェンシング選手権大会
- (9) 国民スポーツ大会フェンシング競技
- (10) 牧杯ジュニアフェンシング選手権大会
- (11) JOC ジュニアオリンピックカップ大会

第4条 (認定事業)

1. 共催、後援及び協力にかかる各事業は、支部が本会に認定申請し、本会により認定を受けた場合に

実施することができる（以下、本会により認定された事業を「認定事業」という）。

2. 認定事業は、次に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 支部、特定団体もしくは特定個人の営利又は売名を伴わないものであること。
 - (2) 主催する支部の設置目的、組織の構成員等が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であると判断できるものであること。
 - (3) 事業の開催又は開設の会場が十分な安全対策が講じられているものであること。
 - (4) 出場費、入場料等が高額でないこと。
 - (5) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
 - (6) 前各号に掲げるものの他、事業がフェンシング普及の増進に寄与するものであること。
3. 認定事業においては、それぞれの区分に従って、本会名義を「共催」、「後援」又は「協力」として明記しなければならない。

第5条 （共催大会）

1. 本会より「ランキングマッチ」及び、その他必要に応じて本会に申請し、認定を受けたものを共催大会とする。
2. ランキングマッチを実施する支部は、本会の定める「ランキングマッチ 認定条件と注意事項」を遵守するものとする。

第6条 （大会運営）

認定事業を実施する支部は、本規程及び FIE 競技規程に基づき運営する。

第7条 （認定申請）

1. 実施する事業について本会の認定を希望する支部は、支部代表者の承認を得て、次に掲げる書類を添えて、指定された期限内に所定の申請書により本会に申請するものとする。
 - (1) 支部代表者による承認書（押印済みのもの）
 - (2) 最新又は直近の大会要項
 - (3) 直近の収支決算書および申請大会の予算書
 - (4) 損害保険、賠償責任保険（観客含む）に関する書類
 - (5) 審判員への謝金・旅費の支払い規程（但し、提出は任意とする）
2. 前項に加え、ランキングマッチに関しては、認定後、速やかに本会ルール・審判委員会へ「審判員派遣依頼書」を提出するものとする。

第8条 （審査及び決定）

1. 本会は、前条の申請書の内容を審査し、認定の可否について所定の期間内に通知する。
2. 認定の条件は、以下のとおりとする。
 - (1) 大会要項、予算又は決算書が適正であり、大会運営に支障がないこと。
 - (2) 第4条第2項の要件を満たしていること。
 - (3) 「全日本〇〇大会」、「ワールドカップ」といった本会の主催大会と誤認される可能性のある大会名称でないこと。
3. 本会は第1項の認定に際し必要な条件を付することができる。

第9条 （認定事業の実施者の責務）

認定事業として認定を受けた申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ポスター、プログラム、その他の事業実施に関する印刷物を、事前に本会に提出すること。
- (2) 事業の中止、又は第7条に定める申請書の記載事項等に変更が生じたときは、直ちに本会に届けること。

第10条 （認定の取消し）

本会は、認定事業の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項に規定する要件に適合しなくなったとき。
- (2) 第8条第2項及び第3項に規定する条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 前3項に掲げるもののほか、協会が特に必要と認めるとき。

第11条 （実績報告）

認定を受けた支部は、認定事業が終了したときは、次に掲げる書類を添えて指定された期限内に本会に報告しなければならない。

- (1) 大会結果
- (2) 大会報告書
- (3) 収支決算書

第12条 （所管事務）

この規則に定める本会の事務は、事務局及び事業委員会において処理するものとする。

付 則

この規則は、公布の令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和8年3月10日から施行する。